

<論 説>

大正中期、諏訪製糸業における女工生活史の一断面 ——合資岡谷製糸会社の一、二の資料から——

松 村 敏

I. はじめに

山本茂実の名著『あゝ野麦峠』刊行以来、製糸女子労働史、とりわけ諏訪の「製糸女工哀史」は一般にも有名になった。それに関する学問的研究も進展し、労働条件、賃金制度や製糸同盟の機能などに関する分厚い研究の蓄積がなされてきた。にもかかわらず、「劣悪な労働条件」を強調する研究が多く重ねられてきた一方で、「女工哀史」批判を主張する人々も少なくない。歴史研究者の間でも、戦前期の製糸女工（さらに他産業の女工）のイメージはまだ確定されているとはいえないと筆者は考えている。すなわち、制度面での研究は進んでも、彼女らの生活・就業スタイル、意識、行動などについては意外に研究が少なく不明な点が多いのであり、それが製糸女工像を不鮮明にしている点があるように思われる。

本稿は、戦前期諏訪製糸業における代表的な製糸経営の1つであった合資岡谷製糸会社の大正中期の「中途退場」に関する2つの資料から、この時期の諏訪製糸業の女工の就業実態、行動様式的具体相を可能な限り読み取ろうとする試みである。すなわち従来の研究では、女工の就業に関して勤続年数や次年度残留率などはさかんに論じられてきたが、当初の農閑余業的な操業の中での「牧歌的な」就業のあり方から通年操業的に移行していくにつれ、女工が工場により拘束的になっていく過程については、あまり関心がもたれることがなかった。このため器械製糸女工は、あたかもこんにちの工場労働者のように、操業中は原則として通年（春挽から年末閉業時まで）就業していたかのような

錯覚に陥りやすい。しかし実際には本稿で明らかにするように、大正中期の大規模器械製糸工場でも通年就業などというイメージとはかなり異なったものであったのである。ではどのような理由で、どの程度の女工たちが「中途退場」し、その後どう行動したか、そこから何が読み込めるか、これが本稿の課題であり、そこから女工のリアルな姿を浮かび上がらせてみたいと考える。

資料は、(1) 合資岡谷製糸会社「北部」工場の資料と推定される『大正七年度 帰国工女姓名簿 北部』⁽¹⁾（以下、『帰国工女姓名簿』と略す）なる表題をもつ約60頁の1冊の簿冊と、(2) 同社「東部」工場と糸工場に関するものと推定される「大正九年一月ヨリ十年五月 工女事故調査」⁽²⁾（以下、「工女事故調査」と略す）なる数枚の罫紙である。

はじめに『帰国工女姓名簿』と合資岡谷製糸会社の関係について述べておこう。

『帰国工女姓名簿』に綴られているのは、折り目（柱）に「糸林製糸所」と印刷された罫紙である。同製糸所は、林国蔵の経営にかかる1878年創設の平野村の工場であり、1909年には片倉組に買収され、平野製糸所⁽³⁾と称した。しかし表紙・内容等に片倉組平野製糸所に関する資料であることを窺わせるものはまったくない。どこの工場の資料であるかを解く鍵は、表題の「北部」なる表記である。戦前諏訪の大製糸経営、糸合資岡谷製糸会社の岡谷・本社工場は、「東部」工場、「西部」工場、「北部」工場などいくつかの工場から構成されていた。このような呼称は諏訪における他製糸にはみあたらない。それゆえこの簿冊は、同社「北部」工場が作成した内部資料と推定される。じつは、岡谷製糸会社も1909年に林国蔵から平野村の工場糸製糸所を買収して本社工場の一部としていたし、1917年にはさらに林国蔵の開国館製糸場（埼玉県深谷）⁽⁴⁾を買収し、岡谷製糸深谷工場⁽⁵⁾とした。こうした経緯から岡谷製糸会社内部に糸製糸所の罫紙がもたらされ、使用されたものと考えられる。

合資岡谷製糸会社は、1897年に設立され、1918年当時、岡谷に本社工場、埼玉県大宮、茨城県荒川沖、同県真鍋にも工場をもつ約4千釜の大製糸経営であったが、1928年に株式会社組織に改組され、さらに1931年には同社の本社

工場は丸興製糸会社の設立に参加した。⁽⁶⁾

この『帰国工女姓名簿』には、各人別に、「キ国日」「再入日」の月日、氏名、「帰国」理由、本籍、戸主名が記載されている。年齢の記載はない。記載人数は、1918～20年の3年間で480名であるが、ごく稀に同一人物が複数回⁽⁷⁾あらわれる。

後述のようにこの名簿は適正契約数を見積もるために作成され、同社本社工場の他工場でもこうした名簿を作成していたようであるが、この資料は、一見、非公式の備忘録的な文書綴のようにみえる。筆跡から複数の人物が記入したことがわかるが、「岡谷製糸会社」といった経営名の記載はまったくなく、記帳はやや雑である。林製糸所の罫紙を用いている点も非公式文書であるかのように思わせる。そして工場内の就業女工数や釜数などのデータも一切記されていない。

そこで製糸同盟事務所『釜数簿』⁽⁸⁾（大正七～九年度）によって釜数をみると、1918～20年度の岡谷製糸会社の本社工場は、石工場438釜、「東部」工場502釜、「西部」工場464釜、「北部」工場168釜、四工場150釜、夤工場72釜、計1,794釜で、釜数の変動はない。とすると、「北部」工場は1釜1人の女工数として168名、繰糸工以外の雑工を含めて定員の女工数は釜数を若干上回る程度、多くても200名程度であったと推定される（本社工場には別に再繰工場があったから、「北部」には再繰工は存在しなかったはずである）。とくに1920年は恐慌期で、後述の「東部」工場の例からある時点の実員はもっと少なめであったかもしれない。ちなみに1913年における同社の本社工場では、1,496釜で、6月現在の女工数は1,596名⁽⁹⁾だったから、上の推定はほぼ妥当といえよう。

注

- (1) この資料は長野県塩尻市在住の個人所蔵にかかるもので、利用については新井勝紘氏（国立歴史民俗博物館）からコピーの提供を受けた。資料の利用について同氏のご好意に感謝いたします。
- (2) 市立岡谷蚕糸博物館蔵（「橋爪家文書」）。

- (3) 『平野村誌』下巻(1932年)223頁。『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』(1941年)137頁。
- (4) 平本厚「合資岡谷製糸の県外進出」東北大学『研究年報 経済学』48巻4号(1986年)3頁など。
- (5) 『平野村誌』下巻, 233頁。林国蔵, 片倉兼太郎, および合資岡谷製糸会社の設立を主導した小口音次郎は, いずれももと開明社の有力メンバーだったことが, 工場譲渡の前提にあったものと思われる。
- (6) 岡谷製糸会社を対象とした研究に, 平本厚による「合資岡谷製糸会社の成立—諏訪巨大製糸資本の形成(1)—」東北大学『研究年報 経済学』47巻2号(1985年)をはじめとする一連の研究がある。
- (7) 以下の分析の数値は, 事例が僅少ゆえ同一人物の再記録も重複してカウントしている。
- (8) 市立岡谷蚕糸博物館蔵。
- (9) 前掲, 平本「合資岡谷製糸の県外進出」5頁, 第1表, および同「明治後期合資岡谷製糸の生産過程」東北大学『研究年報 経済学』48巻5号(1987年)96頁, 第1表。

II. 岡谷製糸「北部」工場の「帰国」女工

資料に記載された女工は、「逃走」、他工場の「権利」女工のために有権工場に引き渡したもの、あるいは「東京行」などと記されているものもあり、たんに実家への帰宅のみならず岡谷製糸「北部」工場からいずれかへ転出したものすべてを含んでいる。以下でいう「帰国」も、年末閉業以前の中途退場すべてを含むことにする。

「帰国」女工数は、1918年140名、19年181名、20年159名なので、「北部」工場の全就業女工に占める割合をみると、各年の「北部」工場の女工数を200名と仮定して、それぞれ70%、90%、80%、釜数比では83%、108%、95%というきわめて高い「帰国」率となる。大部分の女工は、さまざまな理由で年途中に実家に帰ったり、あるいはいずれかへ転出したりしていたのである。また最好況期の1919年の「帰国」者が最も多く、とくに同年の「逃走」数が突出していたり、反対に同年の解雇がわずか1名であったことなどには、景気変動の影響が読み取れよう。ただし彼女らは「養蚕」など農作業のために

表1 岡谷製糸「北部」工場における「帰国」女工の本籍

本籍 府県	「帰国」総数				再入場数				再入場率 (%)			
	1918年	19年	20年	計	1918年	19年	20年	計	1918年	19年	20年	計
長野県	0	0	2	2	—	—	1	1	—	—	50	50
山梨県	81	52	56	189	30	27	24	81	37	52	43	43
岐阜県	11	13	6	30	1	4	0	5	9	31	0	17
富山県	16	36	34	86	6	17	17	40	38	47	50	47
新潟県	3	8	6	17	1	4	4	9	33	50	67	53
群馬県	12	29	44	85	9	22	35	66	75	76	80	78
埼玉県	7	17	0	24	5	14	—	19	71	82	—	79
東京府	2	0	0	2	1	—	—	1	50	—	—	50
不明	8	26	11	45	1	13	1	15	13	50	9	33
計	140	181	159	480	54	101	82	237	39	56	52	49

(出典) 「帰国工女姓名簿」。

一時「帰国」を目的とする者も多く、再び年内に工場に戻ってくる者が「帰国」女工中、約半数いた⁽¹⁾。

「帰国」女工の出身地をみると(表1)、山梨・富山・群馬・岐阜・埼玉・新潟の各県の順となり、長野県内出身の「帰国」女工がほとんどいない。これらは同工場全体の出身地別女工数を大きく反映しているものとみられる(通勤女工もほとんどいないようで、女工は寄宿舎制度のもとにある)。出身県別の再入場率をみると、遠隔地ほど再入場率が低いとは一概にいえぬ。むしろ再入場率は主に「帰国」理由に規定されているようである(後述)。

以下、「帰国」理由別にその様相をできるだけ具体的に検討しよう。

(1) 「逃走」(120名)

「帰国」理由で最も多いのが「逃走」で、全体の4分の1を占める(表2)。このうち資料に「逃走」の理由を付記してある場合が10件あり、そのうち「病氣ノ為」が8件を占めた(表2ではこれも「逃走」に分類した)。単身の出稼ぎ中に罹病して不安になり、あるいは病氣帰省を会社に認められず、無断で実家に帰ろうとしたものである。他は「自家火災」1件、「不成績ニ付」1件である。「不成績ニ付」や「病氣ノ為」の場合の多くは、「逃走」が発覚した時点

表2 岡谷製糸「北部」工場の理由別「帰国」女工数と再入場数

「帰国」理由	「帰国」総数				うち再入場数				再入場率(%)			
	1918年	19年	20年	計	1918年	19年	20年	計	1918年	19年	20年	計
「逃走」	13	61	46	120	3	40	26	69	23	66	57	58
「養蚕」	20	30	26	76	16	22	17	55	80	73	65	73
「農事」	0	1	2	3	-	1	2	3	-	100	100	100
「家事」	4	1	0	5	2	0	-	2	50	0	-	40
本人病氣	31	27	19	77	8	10	3	21	26	37	16	27
(肺病)	(7)	(4)	(2)	(13)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(眼病)	(2)	(4)	(2)	(8)	(0)	(2)	(0)	(2)	(0)	(50)	(0)	(25)
(不明・その他)	(22)	(19)	(15)	(56)	(8)	(8)	(3)	(19)	(36)	(42)	(20)	(34)
家族病氣	29	27	36	92	10	16	16	42	34	59	44	46
(父母病氣)	(27)	(23)	(25)	(75)	(9)	(13)	(10)	(32)	(33)	(57)	(40)	(43)
(その他)	(2)	(4)	(11)	(17)	(1)	(3)	(6)	(10)	(50)	(75)	(55)	(59)
家族死亡	12	2	7	21	4	2	6	12	33	100	86	57
(父母死亡)	(10)	(2)	(5)	(17)	(3)	(2)	(5)	(10)	(30)	(100)	(100)	(59)
「妊娠」	3	4	0	7	1	0	-	1	33	0	-	14
「出産」	0	0	2	2	-	-	1	1	-	-	50	50
「縁談」	1	3	2	6	1	1	1	3	100	33	50	50
婚姻	0	2	0	2	-	0	-	0	-	0	-	0
「盆」	4	1	0	5	4	1	-	5	100	100	-	100
解雇	5	1	6	12	0	0	1	1	0	0	17	8
他工場の権利	10	6	0	16	0	1	-	1	0	17	-	6
「未修学」	0	4	0	4	-	0	-	0	-	0	-	0
その他	8	11	13	32	5	7	9	21	63	64	69	66
合 計	140	181	159	480	54	101	82	237	39	56	52	49

(出典) 表1と同じ。

で工場側が推測したものとみられ、記載の仕方からみて最初から記入されている。しかし「自家火災」や「病氣ノ為」の一部は工場側の調査の結果、記入されたもので、記載の仕方も横に添え書きされ、あとから付記された形跡がある。いずれにせよ工場側が「逃走」の理由を究明しようとしていることは明らかである。

本人の「逃走」理由が直接記されていないケースでも、「逃走」事情が推測できる場合もある。たとえば、1920年4月末に1人の群馬県碓氷郡出身女工

表3 岡谷製糸「北部」工場女工の「帰国」から再入場までの期間

「帰国」理由	1ヵ月未満	2ヵ月未満	3ヵ月未満	3ヵ月以上	計
「逃走」	41	15	11	1	68
「養蚕」	6	36	3	10	55
「農事」		3			3
「家事」	2				2
本人病気	11	5	4	1	21
(眼病)	(1)	(1)			(2)
(不明・その他)	(10)	(4)	(4)	(1)	(19)
家族病気	26	10	2	4	42
(父母病気)	(18)	(8)	(2)	(4)	(32)
(その他)	(8)	(2)			(10)
家族死亡	10	2			12
(父母死亡)	(9)	(1)			(10)
「妊娠」				1	1
「出産」		1			1
「縁談」	1	2			3
「盆」	4		1		5
解雇	1				1
他工場の権利		1			1
その他	14	2	2	3	21
合 計	116	77	23	20	236

(出典) 表1と同じ。

注：1) 1918～20年の集計。

2) 他に、「逃走」に不明1。

が「逃走」したケースがある。その12日後に妹とみられる女工（本籍・戸主が同一）が「姉病産後危篤」のため帰省した。妊娠して打ち明けることもできないまま出産間近になり、思いあまって実家に「逃走」したものであるまいか。姉妹とも工場には再び戻ってこなかった。

また複数の女工が連れ立って「逃走」したとみられる例が非常に多い。すなわち、同じ村の出身とか同一郡出身、あるいは少なくとも同一方向の郷里で、同一月日に「逃走」し、しかも資料上も並べて記載されている場合が、120名中64名もいた。単独の「逃走」は「逃走」全体の半数に満たない。前者のうち2名での「逃走」が19件で大部分であったが、3名の場合が2件、4名が1

表4 岡谷製糸「北部」工場の「帰国」女工のうち非再入場者の状況

記載事項 理由	「見込ナシ」	「止」 「縁止」	「他へ移動」 「他へ」	「不従事」	「不明」	計
「逃走」	6	2**	2	3	3	16
「養蚕」	2					2
「農事」			1*			1
本人病氣	9		1		1	11
家族病氣	5	2	1	1	1	10
家族死亡	2					2
「妊娠」	1			1		2
「縁談」		1				1
解雇	1					1
他工場の権利	1					1
合計	27	5	5	5	5	47

(出典) 表1と同じ。

注：1) 1918～20年の集計。

2) *は再入場、**の1は再入場。

件、5名が2件、そして最多の6名の場合が1件あった。むろん姉妹が連れ立って「逃走」した場合もある。「逃走」日ばかりか再入場月日まで同一の2人連れもあり、「逃走」から再入場まで行動を共にしたものと思われる。また1日遅れて同一方向の郷里の者が「逃走」する場合は若干あり、これはあとを追ったものと推測される。

もっとも「逃走」した女工も、年内に再び工場に戻ってくる場合が多い（再入場率58%）。これは自発的に戻ってくる場合もあるかもしれないが、工場側の追跡により連れ戻された場合が多いと推定される。すなわち「逃走」後、再入場までの期間をみると（表3）、3分の2近くが1ヵ月未満と短期であり、ほんの1、2日以内の場合もあった。また資料には、「逃走」などの理由の記載とともに「見込ナシ」「止」「他へ移動」（他工場へ移動の意）、「不従事」（他の製糸工場にも不就業の意）など追跡調査の結果が記されているものもある（表4）。山本茂実『あゝ野麦峠』などに記されている工場側の追手の実在が窺われ、前者（「逃走」後ごく短期のうちの再入場）は追手に拘束されたもので、

表5 岡谷製糸「北部」工場女工の「帰国」時期

「帰国」理由	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
「逃走」	1	8	19	25	7	16	26	9	8	1		120
「養蚕」			20	50	6							76
「農事」			2	1								3
「家事」				2		1	2					5
本人病氣		4	11	15	3	15	8	13	6	1	1	77
(肺病)				(4)	(1)	(3)	(2)	(2)	(1)			(13)
(眼病)		(2)		(1)		(3)	(1)	(1)				(8)
(不明・その他)		(2)	(11)	(10)	(2)	(9)	(5)	(10)	(5)	(1)	(1)	(56)
家族病氣		7	7	22	9	15	4	14	5	7	2	92
(父母病氣)		(6)	(5)	(18)	(7)	(12)	(3)	(11)	(5)	(6)	(2)	(75)
(その他)		(1)	(2)	(4)	(2)	(3)	(1)	(3)		(1)		(17)
家族死亡		3	2	2	2	3		5	1	3		21
(父母死亡)		(2)	(1)	(1)	(2)	(3)		(4)	(1)	(3)		(17)
「妊娠」			1				4	1	1			7
「出産」				1		1						2
「縁談」		1	2		1	2						6
婚姻			1		1							2
「盆」							5					5
解雇			2		1	4	1	3		1		12
他工場の権利		5	6	2	3							16
「未修学」		3	1									4
その他		2	7	8	3	4	3		4		1	32
合 計	1	33	81	128	36	61	53	45	25	13	4	480

(出典) 表1と同じ。

注：1918～20年の集計。

また「見込ナシ」などの記載は実家訪問など工場側の徹底的な追跡調査が読み取れる。

「逃走」の時期をみると(表5)、4～5月と7～8月が多く、9月以降はかなり減少している。この意味するものは何か? 6月は「逃走」だけでなく全体として「帰国」する者が少なく、これは実家の養蚕・農事手伝いで帰省中の者が多いことで説明できよう。9月以降の減少に関しては、『生糸職事情』(1901年調査)に、女工が他工場に転じようとする時期は募集の時期から「旧

盆の頃」までで、その後はほとんど「争奪の弊害」は止むとある。その理由は「旧盆の頃には工女の取得すべき賃金は幾分か已に積れるが故に工女は容易に転場をなさざるによる⁽²⁾」という。1918~20年頃の岡谷製糸でも、賃金支払い方法は実質的にはまだ年末払いの慣行が続いていたはずであるから⁽³⁾、同様の事情があったといえよう。「逃走」するなら早い方が得なのであった。

どのような日に「逃走」するか？ 休日の外出中に「逃走」しやすいのは当然であろう。とくに盆休み期間は「逃走」の絶好のチャンスでもあり、事実、「逃走」が多かった。盆休みには、後述のように女工たちは近隣の者を除いてほとんど帰省せず、寄宿舎に滞在したのであるが、山本茂実『あゝ野麦峠』によれば、各工場とも盆休み中の女工の逃亡に頭を痛め、各峠・街道の要所に共同の監視員を配置し、女工を捕まえ連れ戻し、あるいは契約違反として実家の夏繭を差し押さえたりしたという⁽⁴⁾。「北部」工場でも8月15・16日に「逃走」した女工は3年間で10名に上った。なかでも1919年の8月16日には6名が一挙に「逃走」しており、彼女らはいずれも群馬県西部・埼玉県北部の出身者で、前述のように明らかに共同して「逃走」したとみられる。この6名のうち3名は再入場せず、戻ってきた3名のうち2名は8月中に、残り1名は9月になって工場に復帰した。このとき一緒に「逃走」し、わずか2日後に工場に戻った1名は、仲間とはぐれて工場側の監視員に捕まったのであろうか。また1918年の盆休みに「不成蹟ニ付逃走ス」と記されている女工は11月になって工場に復帰したが、実家まで工場の職員が赴き、契約違反と脅されて泣く泣く工場に戻ったのであろうか。こうしてみると『あゝ野麦峠』に描かれた世界が大正半ばでもまだ生きていようである。1919年の盆と一緒に「逃走」して戻ってこなかった1人は、じつは同年5月に「母病気」のため帰省し、7月初めに一旦工場に復帰した女工であった。本籍・戸主欄には女性名が記されており、母子家庭とみられる。想像を逞しくすれば、工場に復帰しても病気の母が気に掛り続け、盆休みに仲間を誘われて思い切って「逃走」し実家に帰った、という行動が浮かび上がってくる。

次に月2回の休日に「逃走」が多かったか否かを検討しよう。当時の休日の

あり方について、『平野村誌』によると、1925年頃から交替休業制が採用されたが、それまでは「一日十六日、もしくは十五日末日の両日を一斉休日としたのが普通であつた⁽⁵⁾」という。しかし「北部」工場の休日制度は不明である。そこで盆休み中の「逃走」者以外の110名の「逃走」日を調べると、1日は8名、末日は12名と多く、とくに末日の件数は最大を示すが、15・16日はそれぞれ4名・5名と突出した多さではない。その他で多い日は28日9名、末日の前日9名、9日7名、8日と18日が各6名などとなり、月末頃と1日にかなり多い結果となる。同工場の休日が1日16日制か15日末日制かであれば、休日とその前日の「逃走」はそれなりに多いとはいえるが、それ以外の日でもかなりみられ、自他の意思とチャンスを見計らいながら、いろいろな日に行動を起こしたということになる。

これに対して諏訪の製糸経営側は、明治期から女工の逃亡を未然に防ぐ策をさまざまに講じていた。たとえば、農商務省編『工場監督年報』第1回（1916年）には、長野県の調査工場の便所内部について、

一般ニ換気採光共ニ極メテ不完全ニシテ踏板ノ糞尿ニ汚染サル、コト甚タシ出入口ハ室内ニ連絡スル側ニ之ヲ作り外方ニ向ツテ換気口ヲ設ケサルニ反シ便所ノ扉ニハ上半部ヲ欠ケルモノ甚タ多ク従ツテ臭気ノ室内ニ侵入スルコト甚タシキモノアリ蓋シコノ不全扉ハ女工ノ廁ヲ利用シテ逃亡スルヲ監視スル為容易ニ其ノ内景ヲ視ヒ得ル様ニ作ラレタルモノ、名残ナリト云フ⁽⁶⁾

とあり、かつては便所を利用した逃亡をなんとか防ぐ必要があったことを示しており、寄宿舍の拘禁的性格が実在していたことがわかる。『あゝ野麦峠』には、女工の脱走の様子について、「屋根からとび降りてうまく逃げた者、亀の尾をうってウーウーうなっている者、便所の窓から外へはい出た者⁽⁷⁾」等々と記しているが、それは必ずしも誇張ではないのである。1914・15年頃でも女工の寄宿舍からの外出は不自由だったようで、春挽と夏挽の間の休業期間の外出も容易ではなかったといわれる⁽⁸⁾し、昭和初期においても外出に際して「通門票」や「外出承認証」が発行されていた⁽⁹⁾。

(2) 家族の病気・危篤・死亡 (113名)

「帰国」理由としては、次に家族の病気・危篤・死亡によるものが多く、父母に関する場合が大部分である。「母及妹病気ニ付キ」と複数の家族の病気による場合も当然ある。1918年の「本人子女ノ病気ノ為」(山梨県中巨摩郡出身者)という記載は、既婚女性が子供を置いて出稼ぎしていることがわかるケースである。下層の家では、有配偶女性、子持ちの女性もけっこう単身で出稼ぎをしているように思われる。

もちろん他の理由と同様に、本人・家族による虚偽の申告もありえよう。しかし真に家族の病気の場合、帰省するからにはそれが重大で長期に及ぶことが多かったであろうし、帰省女工の家事労働への従事が必要とされただろうから、再入場率は「逃走」より低く(46%)、もはや製糸工場へ就業しないケースも多かったとみられる。それでも家族死亡の場合は、再入場率は57%と家族の病気より高く、葬式を済ませて工場に復帰する者が半数を越え、しかも比較的短期間で戻ってきている(表3・表4参照)。

(3) 本人の病気 (77名)

本人の病気による「帰国」も多い。再入場率は27%と、当然低かった。

病名が判明するうち最も多かったのは「肺病」「肺結核」であり、3年間で13名いた。168釜のせいぜい女工200名程度の工場だから少なくない数である。そして肺病で帰省した者は1人も工場に戻ってこなかった。その多くは、工場側の追跡調査の結果、資料に「見込ナシ」と記入された。1918年は、日本において統計上最高の結核死亡率を記録した年であった。「女工哀史」といえば肺結核、というイメージは、この時期に最も当てはまるのである。⁽¹⁰⁾

ついで多かったのは「眼病」であり、その他は「気管病」「胃腸病」「子宮病」「水虫」「リウマチ」などであった。病名からは病気の重さはわからないが、次章で示すように、罹病者の大半は帰省せず在場のまま休業・療養したし、病気・負傷による帰省の旅費は会社が負担することになっていたから、これらの「帰国」した女工の病気は軽いものではないはずであり、それゆえ再入場しない者、数ヵ月後にようやく工場復帰する者も少なくなかった。⁽¹¹⁾

なお一般に女工が工場において病死することは少なく、その理由はそれ以前に工場側が実家に送還するか、家族に引き取らせるのが普通であったためといわれる。⁽¹²⁾『帰国工女姓名簿』には工場で死亡した女工も記入する原則だったかは不明なので、この点を明徴できないが、1918年3月に「館ニ於〔テ〕肺死」した女工（岐阜県吉城郡出身）が1人だけ存在した。肺結核なのに実家が遠隔地のため、「帰国」の機会を失ってしまったのであろう。

(4) 養蚕・農事・家事 (84名)

養蚕・農事・家事のうち、養蚕のために一時帰省する者が意外に多い。「養蚕手伝」「養蚕ノ為」に帰省する者は3年間で76名もいた反面、「農事」はわずか3名にすぎない。「農事」で帰省した者の出身地は、富山県下新川郡の水田地帯（栲山村）、新潟県西頸城郡の農山村（上早川村）で、春の農繁期の水田耕作手伝いだったとみられるが（「帰国」時期は4月と5月）、その他には「家事」による帰省が5名いたほか、田植えや稲刈りなどと明示されたものはいない。

養蚕のために帰省する者が多く、水田耕作その他の農事で帰省する者は少ない点は、どのように理解すべきであろうか。山本茂実『あゝ野麦峠』は冒頭に、飛騨からの出稼ぎ女工は「五月春びきが終わると田植に帰り、またすぐ夏びきにでかけ」たと記している⁽¹³⁾。しかし桂皋「本邦製糸業労働事情」（1924年）の休暇に関する項では、「養蚕期に帰郷して之を手伝ふことを許す工場も相当に多い」としているが⁽¹⁴⁾、その他の農事での帰省についてはまったくふれていない。岡谷製糸「北部」工場の事例は、例外的なケースではないように思われる。

まず、一般に女工の出身地は養蚕地帯の村々の場合がかなり多かった。製糸工場が立地するには周辺に養蚕地帯がなければならないのは当然であるが、諏訪の製糸工場主は明治期以来、意識的に養蚕・製糸業の展開した他地域から女工を募集していたようである。石井寛治は、1880年代以降の諏訪製糸業が各地の生糸生産地からさかんに女工を募集していたことに注目し、女工養成の費用を他地域の製糸家に転嫁していたことを論じている。⁽¹⁵⁾『職事情 付録二』

収録の、諏訪の工場主と推定される「某生糸工場主談話」(1901年12月)にも、「生糸地方のものは常に見習い居る故、速やかに一人前となるも、他地方より来るものは容易に一人前の仕事は出来ず」と述べられているが、養蚕地帯⁽¹⁶⁾では繭の商品化が進展しても屑繭などから糸を挽くことが各地で長く残存し、農家子女は糸繰に馴染んでいたから、そうした地域出身の女工は養成が容易だったのである。他方労働供給側については、近年の研究では、養蚕の普及は農家の所得を高めて農外労働への就業抑止効果があるとされるが、それは主に既婚女性⁽¹⁷⁾に対してであった。また具体的に養蚕規模の比較的大きい村落からは出稼ぎ女工が出にくい事例も明らかにされているが、座繰製糸から切り離された⁽¹⁸⁾小作農など下層・零細養蚕農家の子女が大量に製糸工場に就業したことはよ

表6 岡谷製糸「北部」工場における
「養蚕」「農事」による「帰国」女工数

出身地域	1918年	19年	20年
山梨県			
東八代郡	6	5	7
西八代郡	3	8	3
東山梨郡	2	2	
中巨摩郡		3	
南巨摩郡			2
甲府市	1		
群馬県			
多野郡	4	3	
碓氷郡			11
埼玉県			
児玉郡	3	4	
秩父郡		1	
富山県			
東砺波郡	1	2	3
下新川郡			2*
新潟県西頸城郡		1*	
不明		2	
計	20	31	28

(出典) 表1と同じ。

注：*は「農事」、無印は「養蚕」。

く知られている。そして蚕糸業地帯の中には、すでに1880年代末頃から尋常小学校に製糸器械を備えて温習科生徒に製糸を教え、「卒業後製糸会社に雇はれ直ちに上等紅女となる者多き」場合さえあったのである⁽¹⁹⁾。

「北部」工場の女工の主な出身地のうち、著名な養蚕地域である郡としては、山梨県東八代郡(30名)・東山梨郡(16名)・中巨摩郡(23名)、富山県婦負郡(32名)・東砺波郡(30名)、岐阜県吉城郡(20名)、埼玉県児玉郡(14名)、群馬県碓氷郡(49名)・多野郡(25名)などがあつた(括弧内は3年間の「帰国」者総数)。このうち山梨県東八代郡・埼玉県児玉郡では、「帰国」女工のうち養蚕を理由とする者がそれぞれ60%(18名)・50%(7名)を占めた(表6)。

次に、下層農家でも通常は稲作経営を行っているのに対し、稲作の繁忙期にも実家に帰る必要がなかったということは、実家の稲作経営規模がかなり小さかったことが背景にあつたであろう(ただし田植え期と春蚕期は連続することが多いから、「養蚕手伝」を理由に帰省した者も田植えに従事したことはありうる)。また前記の著名な養蚕郡でも養蚕のために帰省する者がまったくいない場合もあつたが(岐阜県吉城郡・富山県婦負郡)、それも実家の養蚕経営の零細性を示していよう。それを裏付けるように、養蚕で帰省した者も、帰省時期は4~6月というように春蚕飼育のためであつて(表5)、一般に春蚕より掃立て規模の小さい夏秋蚕のために帰省したものは1人もいなかった。そして多いとはいえ養蚕・農事のために帰省した者は「帰国」者総数の16.5%にすぎず、就業女工200名とすれば年平均でその13%、釜数比でも17%にすぎない。大部分の女工は実家の農繁期にも帰省しなかつた。それは遠方への出稼ぎという一般的な要因のほかに、非農家でなければ出身農家の下層性をも表現していると考えてよからう。

もっとも表6のように、近距離県のみならず相当な遠隔地まで旅費と時間を費やして養蚕のために帰省した者がいる点は、実家の養蚕経営規模が決して小さくない場合もあつたのではないかと推測させる。事実、富山県の実家に養蚕のために帰省した者は、すべて越中五箇山地方(東砺波郡平村・上平村)の出

身であった。同地方の村々ではほとんどの家が合掌造り民家のなかで大規模養蚕を営んでおり、この場合、村の下層農・貧農出身というイメージは必ずしも当たらないであろう。

さらに製糸女工は工場の春挽開業当初から入場して就業するとは限らず、実家の田植えや春蚕を終えた後の6月後半頃に、したがって夏挽開業頃に入場する場合も少なくなかったから、一時帰省しない女工が農繁期に実家の農作業に従事しなかったとは限らない。1920年代の長野県の製糸工場でも6月（ないし7月）に雇い入れる女工はかなり多かったのである。⁽²⁰⁾ 平野村付近では幕末～明治初期頃の座繰製糸は田植え後から始まり、器械製糸が勃興しても1880年代前半頃までは一般には春挽は行われず夏挽のみであったというから、もともと糸繰はいわば婦女子の農閑余業という性格があったのであり、⁽²¹⁾ その名残として農繁期の一時帰省慣行や田植え・春蚕後の新規入場慣行がのちまで長く残ったのである。⁽²²⁾

しかし農繁期における一時帰省は、帰省期間が数週間～1ヵ月余と長いだけに、空釜が発生することを極力避けて生産能率を上げようとする経営側にとって、円滑な生糸生産を阻害するものとして特に忌避されるべきものであった。1919年の臨時産業調査局「製糸職工に関する調査」には、「農蚕繁忙季節に於ては数旬に亘り欠勤する者あり。此弊は通勤職工に於て殊に甚しく、工場は為に操業に支障を来し、能率を減殺せらるゝこと尠からず。故に適當なる精勤奨励法を設け、之が矯正に努むるは亦肝要なりとす」と、農繁期欠勤の弊害は通勤女工の方が一段と大きいとしつつ、なんとか対策を講じる必要を強調していた。

とはいえ激しい女工獲得競争が続く以上、経営側は女工側の「家」の都合を優先させざるをえなかった。したがって、可能ならば農繁期に帰省する必要の少ない下層の零細農家や非農家から女工募集を行うことが望ましいということにもなるし、とくに農家からの通勤女工の雇用は避けるべきということにもなる。事実、1950年前後の諏訪郡川岸村の例では、工場側は「大きい農家は農繁期に呼戻されることがあるので遠慮して」おり、そのため従業員は「中小農

家出身者が多くなっている」とされていたし、⁽²⁴⁾同村の非農家世帯では下層農家以上に男女とも大部分が製糸労働者となっていた。⁽²⁵⁾したがって、戦前の出稼ぎ製糸女工の出身階層が農村下層であったことは、従来もっぱら労働供給側の事情から説明されてきたが、労働需要側の事情も同時に考慮する必要がある。ただし戦前期において製糸経営側が以上のような理由で意識的に上層農家の子女を敬遠し下層農家・非農家世帯の子女を募集しようとしていたという明証は今のところ未発見であるが、可能性としては想定できよう。⁽²⁶⁾

さて養蚕・農事・家事のために一時帰省した女工も、29%は工場に戻ってこなかった。戻ってきた場合も、工場側が連れ戻した形跡がある。すなわち春蚕のために帰省した場合、蚕の飼育期間は約30~40日であり、最繁忙期はせいぜい10日~2週間程度であった。旅行日を併せて再入場までの期間は1ヵ月強あれば十分である。表3の2ヵ月以上たって再入場した13名は明らかに春蚕が終わってもすぐには工場復帰しようとしなかった女工たちであった。このように工場側は、理由の如何にかかわらず、一旦帰省させれば再入場しない可能性が少なくなかったため、農繁期のみならず盆その他の休暇でもできるだけ帰省を制限しようとしたのである。

(5) 盆 (5名)

表2によると「北部」工場でも盆に帰省する女工はじつはきわめて少なかったし、春挽と夏挽の間に休暇という理由で帰省した者もみあたらない。

一般に製糸工場の盆休みには、明治後期~昭和初期において、とくに遠隔地出身者は帰省せず、盆踊りなどに興じたことがよく知られている。「北部」工場でわずかに盆に帰省した女工は、群馬(3)・埼玉(1)・東京(1)の出身で、より近距離の山梨県出身者などは1人も帰省していない。盆休みはきわめて短く、明治後期~大正期頃、わずか2~3日間というから、⁽²⁷⁾諏訪近辺の出身者以外は事実上帰省は不可能であった。登山家W. ウェストンは、1894年8月17日に諏訪にほど近い下伊那郡朝日村平出付近で盆休みに帰省した製糸女工の群れに出会っている。「十二から二十歳の、たくさんの少女の集団を追い越した。(わが家で盆祭を過ごしたあと)製糸工場の仕事に諏訪へ戻るところだっ

た」と日記に記している⁽²⁸⁾。これも8月15日から3日間の盆休みに上伊那方面の実家に帰省した女工たちが、18日からの操業再開のために戻るところと理解されよう。

なお、春挽と夏挽の間の休暇については、帰省が許可される場合と許されない場合の両方があった。そもそもこの休暇は年によって日数が異なるし、好況期などにはほとんどなくなる場合さえあったが、大正前期の下諏訪町付近では休暇があっても帰省は許されず、付近の農家が養蚕労働力として寄宿舍で休暇中の女工を利用したという⁽²⁹⁾。しかし1917・18年には製糸同盟は春挽閉業後に帰省する長野・山梨両県出身の女工たちのために団体列車を仕立てて送り出しているし⁽³⁰⁾、桂皋の調査報告「本邦製糸業労働事情」でも、「春挽終了後一週間位」⁽³¹⁾「多くの工女は帰省する」とされている。次章でみるように1920年の岡谷製糸「東部」工場ではある程度は帰省しているようであるし、前述のように『あゝ野麦峠』でも、この間に飛騨へ「田植」に帰ったと記している。したがって、「北部」工場の場合も、養蚕を理由に帰省した者の一部は、この休暇を利用した可能性はある。しかし、次第に操業日数が増加してこの休暇が短くなると一層帰省しにくくなるし、遅くとも昭和初期頃には、春挽後休暇もなく直ちに夏挽に移る場合も多くなったようである⁽³²⁾。

(6) 妊娠・出産 (9名)

「妊娠」のため帰省した者は7名、「出産」のため帰省した者は2名いた。彼女らが既婚者か否かは不明であるが、出稼ぎ製糸女工のほとんどは未婚者だったから、この帰省者の多くもそうだったであろう。またこの中には再入場した者も2名おり、この解釈も難しい。この再入場者らはあるいは有配偶者だったかもしれない。

さて「妊娠」による帰省者の帰省時期をみると(表5)、7名中4名が8月で、5月・9月・10月が各1名だった。これは何を物語るか?

当時、女工出稼ぎの弊害として、女工供給側からは、しばしば「風教」に及ぼす悪影響が指摘されていた。その一つに出稼ぎ中に「淫逸の所業」を行い、未婚者が妊娠して墮胎しあるいは「私生児」を生むことであった。『あゝ野麦

峠』も、このことを繰り返し印象的に叙述している。しかし臨時産業調査局調査の「製糸職工に関する調査」(1919年)によれば、一方では出稼ぎの弊害を指摘し、新潟県西頸城郡の例では、1918年に2,567名の出稼ぎ女工のうち未婚者で妊娠して帰省した者が16名、「私生児」を生んだ者は16名いたとしつつ、他方で、岐阜県吉城郡においては、出稼ぎ女工が妊娠して帰省するのは多くが8~9月頃で、「其不品行は冬期帰郷中に於て行はわれたるもの、如く、必しも県外工場就業中に起りたりと断定し難きを示せり」と、こうした出稼ぎ弊害論を暗に批判⁶³⁾している。「北部」工場のデータもほぼ岐阜県吉城郡の事実を裏付けるものとなっており、興味深い。もっとも「出産」のための帰省時期が5月・7月各1名であったこととあわせて、すべてのケースが冬季帰省中に因をなしたものでもないようであるが、大半は、なお外出の不自由さを有する寄宿舎生活を強いられた出稼ぎ中ではなく、夜這いなど開放的な性民俗の存続する農山漁村での冬季帰省中における行動によるものだったといえよう。

(7) 解雇 (12名)

表2では「解雇」は12名であるが、内訳は、たんなる「解雇」「解約ス」が9名おり、また「不成蹟ノ為メ」の3名(1918年)を解雇とみなして加えた。その他に「同盟ニ付解雇ス」「妊娠ニ付解雇」「病氣ニ付解雇ス」が各1件あり、これは「他工場の権利」「妊娠」「本人病氣」に分類してある。3名の「不成蹟ノ為メ」のほか、前述のように「不成蹟ニ付逃走ス」もあり、等級賃金制の下で成績の低さが離職の原因となる場合があった。こうしたおそらく製糸女工としての適性の著しく低い女工は数からいえばやや例外的といってもよいが、どの製糸場でもこうしたミスマッチともいえるべきケースが生じたようである。いずれにせよ、操業期中の非自発的失業は存在はするが多くなく、とくに最好況期の1919年は1名のみであった。ただし次章で述べる「東部」工場では、1920年に不況のため伝習女工を「帰宅」させており、「北部」工場でも同年の解雇6名はこうした不況のための非自発的失業であった可能性がある。

(8) 他工場の権利 (16名)

これは製糸同盟の規約にしたがって、他工場の権利女工を権利工場に引き渡

したか、または解雇したと考えられるものである。1918年と19年のみで、20年は1件もなく、これも労働需給関係を反映している。女工の退場期はいずれも3~6月であり、年の早い時期に決着させており、現存する製糸同盟『取調筆記』『交渉記録』に紛争として記載された件はない⁽³⁴⁾。引き渡し先の権利工場として、吉田館(3名)、尾沢組(2名)、山十組(1名)などが判明し、いずれも村内の製糸家である。また「釜田権二依返戻」が3名おり、この釜は岡谷製糸の他工場ではなく日本社(平野村)のことと思われる。さらに「同盟ニ付解雇ス」とされた女工が1ヵ月後に再入場したケースがある。この女工は権利工場への就業を拒否して解雇され、ほとぼりがさめたところで「北部」工場が秘かに再雇用したということであろうか。このケースは別として、比較的スムーズに権利重複の女工の処理が行われているが、これとは別に「借権証」とその相殺で処理する場合がかなりあるはずであるから、女工の争奪はなおかなり活発であったとみられる⁽³⁵⁾。

(9) 未修学(4名)

1916年施行の工場法の規定により12歳未満の者は雇用不可となったが、12~13歳の学齢児童は存在したし、10歳以上の者は「輕易」な労働(長野県製糸工場の場合は、当初は屑物の処理、のちに大枠から総を外す業務等が加わる)への就業を可能とするなどの例外規定もあり、1926年まで工場法適用(労働者15人以上)製糸工場もそうした学齢女工を合法的に雇用しえた。また非合法的な学齢児童雇用の存在も当時からしばしば指摘されたところである。

こうした学齢児童の工場就業が消滅しない点について、従来、工場主側の抵抗による工場法の規定の骨抜き、工場監督官の取り締まりの不十分さが指摘されてきた。しかし学齢児童の雇用についてはむしろ早くから消極的であった製糸工場主も多かったようである。たとえば『職事情 付録二』に収録されている「某生糸工場主談話」(諏訪の工場主と推定)には、「職工年齢の制限は如何」という質問に対して、「貧乏人の小供は小学校一、二年位にて工女となるか、または小学校へも入らずして工場に出す。かくするときには食と衣とはおのずから得る。・・・時によれば、十人位にて足るものを父兄の希望により二十

人位も置くことあり。これは私の方にては土地の貧乏人に対する義務として居る。法律にて制限を設けらるれば、かえって工女のために不利益を来し、工場主はむしろ仕合せを得ることになる」と答えていた。また同じ工場主は、「工女にも多少の教育あるものは概して仕事の成績善し」として、工場内に夜特別学級を設けて初等教育を行っていたが、これは女工のためだけではなく「工場主の利益とするもの」という認識のもとで実施していたのであった。³⁶⁾工場法が施行される直前においても、『信濃毎日新聞』は製糸工場主の声として、12歳未満の雇用原則禁止について次のような記事を掲載している。

見習い工女と云ふものがないことになりはしないかという心配もあるが、実際に於ては却って好都合である。それは現在の十二歳未満の工女に就いて調べてみると大抵その姉とか叔母とかが工女となっていてその工女を雇入れる上に於て已むを得ず雇入れている、云はば連れ子のようなものである。工場主も損を知りつつそれを雇はねば、雇入れたいと思ふ工女を雇ふことが出来ぬのであって、見習工女となすにも十二歳未満は損であって十二歳以上がよいとの話なのである。³⁷⁾

そして諏訪製糸業においても、女工の退出・移動がなお少なくなく、一般に長期勤続をあまり期待できないとすれば、年少の不熟練女工を雇用するメリットは少なかった。このようにおそらく大規模な製糸工場では、相当はやくから地域や女工家族など被雇用側の利害に制約されて幼年者を雇用する面が強く、12歳未満児童ないし学齢児童雇用禁止の法律化はむしろ好ましいことであった。

では「北部」工場の場合、なぜ学齢児童を雇用し、なぜ彼女らは「帰国」したのか。この工場では、学齢期であるために「帰国」とみられるケースは1919年の4件のみであった。これらは、「修学未成年ニ付帰国セシム」「未成年ニ付帰国セシム」「丁年未満ニ付」「未成年ニ付帰国」と記されているものである。「未成年」とか「丁年未満」といっても、いずれも学齢期以下または12歳未満のことであろう。「帰国」時期は3月3件、4月1件であり、いずれも春挽操業開始後まもなくであった。したがってこれは、工場監督官に非合法の児童雇用を発見されてやむなく解雇し「帰国」させたとは思えない。上記のよ

うに幼年者は製糸工場での基幹的労働力になりにくく、また前述のように学齢期以下の児童の雇用が合法であるためには、業務内容や労働時間の制約を受け、特別教育施設や県知事への願出の煩雑な手続きも必要であった。こうした理由で同社も学齢児童雇用に積極的ではなかったと推定される。むしろ想定しうることは、好況の中で労働需給が逼迫し、同社が安易な募集を行い、誤って学齢児童・幼年者を雇用し、操業開始後まもなく「発見」したということではなかろうか。彼女らは、「帰国セシム」という以上、誤雇用の可能性の低い近隣出身者ではないと考えられ、また『帰国工女姓名簿』には、他の場合と異なって彼女らの本籍・戸主はいずれも無記入で、被雇用者ないし労働力としてあまり問題にされていないことが窺われる。実際、彼女らはその後1人も再入場していない。

長野県埴科郡五加村についての研究によれば、1920年代前半まで、9歳未満を含む少なからぬ学齢児童が、小学校中途退学・長期欠席などにより、時期によって流出先を変えつつも、諏訪を含む各地の製糸・紡績・織物工場に絶えず出稼ぎに出ており、なお農村の学齢児童をプッシュする力が強かったことを示している。⁽³⁸⁾ 他方、岡谷製糸会社では、他の大製糸とともに1917年に特別教育実施の許可を受けて学齢期女工の教育を行っており、同社本社工場にも学齢期女工がある程度存在していたが、⁽³⁹⁾ 上記のような幼年者雇用の実情を考えれば、これは同社が学齢児童雇用に積極的だったことを意味しているのではないであろう。一方では学齢女工を「帰国」させつつ、他方では工場内教育を行って雇用していたことは、学齢児童雇用に消極的な中で、被雇用側の事情を配慮した場合ある程度合法的な雇用も行わざるをえなかったことを示していると推定される。その限り、岡谷製糸のような大規模製糸の場合、故意に学齢児童を雇用して「搾取」せんとする児童雇用の伝統的な悲惨なイメージは当てはまらず、むしろこの場合は貧困に苦しむ被雇用側が年齢を偽ってしたたかに入り込もうとした上で排除された可能性が強いように思われる。

以上、「帰国」理由別に検討したが、その他やや個別的な理由による「帰

国」に関して若干補足しておこう。家族との面会を理由とする「帰国」が若干数存在した。「弟久振ニ帰宅ニ付面会ノ為」（1919年、富山県下新川郡泊町出身者）、「兄西亜利出征ニ付面会ニ行」（1920年、群馬県碓氷郡出身者）などである。前者は弟もおそらく北海道あたりへ出稼ぎしていたのであろう。後者はいわゆるシベリア出兵。いずれも2～3週間で再入場している。また1920年には「夫帰国ニ付」き帰省し、工場復帰しない者もいた（出身地不明）。この場合、夫も別方面へ出稼ぎしていたらしい。「帰国」理由が「函館行」（1919年、新潟県西頸城郡市振村出身者）とある者は、製糸工場出稼ぎから北海道出稼ぎへ転換したか、北海道出稼ぎの夫ないし家族のもとに行ったもののようである。富山県・新潟県の沿岸部から諏訪の製糸工場へ大量の女工が出稼ぎにきていたが、この地域の男たちは北海道方面に盛んに出稼ぎしていた。夫や兄弟は北海道方面へ、妻や姉妹は諏訪の製糸工場へと夫婦・兄弟が別れて出稼ぎする下層民も少なくなかったと推定されるのである。

注

- (1) 再入場者は資料中に再入場月日が記載された上、そこに丸印が付されている。なお念のためにいえば、年内に再入場しない者は、二度とこの工場に就業しないとは限らない。翌年にまた就業することも大いにありうるのである。
- (2) 農商務省商工局編『職事情』(岩波文庫版、上巻、1998年)244頁。
- (3) 賃金支払い方法は、年末払い慣行が続いていたが、工場法施行により1919年9月以降は毎月払が義務づけられた。岡谷製糸でも、1919年度の本社工場の雇用契約書(市立岡谷蚕糸博物館蔵「橋爪家資料」)には、賃金について、「毎月壹回御支払被下候事但シ大正八年八月迄ノ分ハ年末閉業帰宅ノ際御精算ノ上御支払ヲ受クル事」と記されている。しかし寄宿工の場合、1919年9月以降も実際には直ちに貯金に振り替えられ、実質は変わらなかったといわれており(桂峯「本邦製糸業労働事情(三)」『社会政策時報』42号、1924年、115頁)、岡谷製糸本社工場も同様だったであろう。
- (4) 山本茂実『あゝ野麦峠』(角川文庫版、1977年)99～100頁。
- (5) 『平野村誌』下巻、446頁。
- (6) 農商務省編『工場監督年報』第1回(1916年)123頁。
- (7) 前掲、山本『あゝ野麦峠』98頁。

- (8) 今井久雄『村の歳時記—子どもの大正生活誌(三)』(草原社, 1989年) 280~299頁。
- (9) 『岡谷市史』中巻(1976年) 737頁。
- (10) もっとも「テキスタイル病」といわれるように繊維工場の女工に結核が蔓延したのは日本だけではないし、結核自体も戦前期の日本より産業革命期イギリスの方がはるかに蔓延していたらしい(以上、福田真人『結核の文化史—近代日本における病のイメージ』名古屋大学出版会, 1995年, 2・36頁)。
- (11) 1919年の同社本社工場の雇用契約書には、「病氣負傷等ノ為メ帰郷旅費ハ貴殿〔会社—引用者、以下同様〕ニ於テ御負担ノ事」とある。
- (12) 福田, 前掲書, 38頁。
- (13) 前掲, 山本『あゝ野麦峠』8~9頁。
- (14) 前掲, 桂峯「本邦製糸業労働事情(三)」85頁。
- (15) 石井寛治『日本蚕糸業史分析』(東京大学出版会, 1972年) 266~267頁。
- (16) 『職事情』(岩波文庫版, 下巻, 1998年) 422頁。
- (17) 斎藤修『賃金と労働と生活水準』(岩波書店, 1998年) 第3章。
- (18) 江波戸昭『蚕糸業地域の経済地理学的研究』(古今書院, 1969年) 190頁の諏訪郡湖東村の例。
- (19) 神津善三郎『教育哀史—子守・工女・半玉の学校』(銀河書房, 1974年) 372頁。「温習科にて製糸器械据付け繰糸教授を行ふ」『信濃教育』(1890年3月)により諏訪郡宮川・有賀両尋常小学校の例が記されている。
- (20) 1922年の月別長野県製糸女工数・雇入女工数をみると、4・5月末現在数は9万6千~7千名であったが、6月中に1万2千名余を雇い入れて、6月末は10万9千名に達している。7月中に新たに雇用されるのは1,400名余で、5月以降のその他の月は千名に満たない。ただし翌1923年は6月に新規雇用される女工数はそれほど多くない(「長野県に於ける製糸職工移動状況」東京大学社会科学研究所蔵『糸井文書』第94綴I)。「北部」工場でこうした途中新規入場者がどの程度いたかは、『帰国工女姓名簿』には表れないので不明であるが、後述の「東部」工場でも、「途中中退場者」とともに「途中入社」を考慮して必要契約数を定めるべき、とあるから相当いたものと推定される。なお反対に、春挽のみ(およびその他の短期)の契約で雇用される者も当然おり、「北部」工場でも確認できる。
- (21) 『平野村誌』下巻, 480~481頁, 江波戸, 前掲書, 79頁。
- (22) 群馬県の下仁田社の器械製糸工場では周辺各村から女工を雇用していたが、1930年代後半でも5~6月は実家の春蚕や田植え、麦の収穫のため女工

数が急減して7月に再び回復したという（『群馬の生糸』1986年、みやま文庫、254頁）。こうした点はおそらく戦後の高度成長期頃まである程度は続いたと思われる。

- (23) 臨時産業調査局『調査資料』第47号（1919年12月）、「製糸職工に関する調査」80頁。
- (24) 江波戸，前掲書，119頁。
- (25) 『川岸村誌』続（1955年）175頁。なお器械製糸工場のみならず戦後（1950年代）の出釜座繰でも，農家の婦女子はとかく農業労働に駆り出されるため，出釜商人が彼女らを敬遠した結果，同地方では農家の多い川岸村で出釜座繰が衰退したのに対し，非農家の多い岡谷市ではなお広範に行われていたという（江波戸，前掲書，118頁）。家内工業に対する問屋制商人にとっても，工場経営者にとっても，「家」の事情に拘束されない労働力を求めた点では同様である。
- (26) ちなみに，1898年頃に岡谷製糸会社のメンバーとして経営に携わっていた橋爪忠三郎のメモによれば，「町家宿場ノ工女ハ猥り〔二〕頼ムベカラ」ずとされていた（平本厚「合資岡谷製糸会社の資本蓄積」東北大学『研究年報 経済学』47巻3号，3頁）。非農家の子女なら誰でもよいということではなく，また農家子女の方が従順・純朴だったということであろうか。
- なお以上のような論点に関しては，谷本雅之『日本における在来的経済発展と織物業』（名古屋大学出版会，1998年）に示唆を受けた。ただし，大規模製糸たる岡谷製糸の発展は，谷本のいう「近代的」経済発展の典型とみなされるが，以上述べたように主に農村下層から労働が供給されることでさえ「農家世帯の再生産戦略に根拠をおく独自の労働市場の形成」を内容とする「在来的経済発展」的な事態がある程度みられるし，他方，近代日本の問屋制家内工業でも，明治期群馬県の賃挽座繰製糸業のように，小作貧農層や都市貧民層が「ほぼ年間休みなく」通年就業するようなものもあり（石井，前掲書，334～335頁），谷本が入問織物業を例として示されたような，問屋制経営と小農家族の独自の経営論理の結合を特徴とするものばかりではない。その点では，以上にも示唆したように，谷本のいう「近代的」産業発展と「在来的」なそれは必ずしも峻別できないように思われる。
- (27) 1909年調査で2～3日（『岡谷市史』中巻，582頁），大正期頃には3日間（今井，前掲書，293頁）という。実際に「北部」工場でも帰省した5名のうち，3日後までに工場に戻った者が2名，4日後が1名であった。
- (28) W. ウェストン（三井嘉雄訳）『日本アルプス登攀日記』（平凡社，1995

年) 78 頁。

- (29) 今井, 前掲書, 296~298 頁。
- (30) 製糸同盟『春挽帰宅工女団体乗車扱 六年度日記』, 同『大正七年 春挽閉業団体取扱』(市立岡谷蚕糸博物館蔵)。
- (31) 前掲, 桂峯「本邦製糸業労働事情(三)」85 頁。
- (32) たとえば1927年の片倉製糸の場合, 川岸製糸所では春挽は6月16日まで, 夏挽は6月20日からであったが, 平野製糸所では春挽が6月25日までで, 夏挽も同じ25日から開始されるといった具合であった(同社庶務課『重要事項記録』昭和2年度)。
- (33) 前掲, 臨時産業調査局『調査資料』第47号, 「製糸職工に関する調査」33~34 頁。
- (34) 東北大学経済学部経済史研究室『諏訪製糸同盟「交渉録」「取調筆記」』上・中・下(1969~70年)による。
- (35) なお, 製糸同盟外とみられる工場へ女工を引き渡しているらしいケースが4件あり(「永田製糸返戻」「甲州製糸権利」等), 工場間の関係は不明であるが, それもここに含めた。
- (36) 『職事情』(岩波文庫版, 下巻, 1998年)420~421, 426~427 頁。また同(上巻)225 頁も参照。
- (37) 『信濃毎日新聞』1916年3月10日(神津, 前掲書, 460~461 頁より再引)。
- (38) 土方苑子『近代日本の学校と地域社会』(東京大学出版会, 1994年)第4章第3節。
- (39) 『岡谷市史』中巻, 808 頁。

Ⅲ 岡谷製糸「東部」工場の「帰宅」女工

次に, 「工女事故調査」なる資料によって, 「北部」工場の事例を補足し相対化させてみたい。この資料は, 1920年6月~21年5月について, 同社「東部」工場および籾工場を対象としたとみられる「帰宅」女工の社内資料である。⁽¹⁾ 「東部」工場, 籾工場は前述のようにそれぞれ502釜, 72釜であったが(以下, 煩雑なので両工場をあわせて「東部」工場と略記する), この資料によれば, 就業女工数は「平均一日」481名であった。ただし481名は「入社人員」ともみなされており(表7), この数字が中途退場者を含めた「入社人

表7 岡谷製糸「東部」・糸工場の「帰宅」女工

(1920年6月～21年5月)

出身地域	「入社人員」A	「帰宅」者計B	(B/A)	「家事上帰宅」C	(C/A)	「逃走者」D	(D/A)	「本人病氣」	「家人病氣」
長野県			(%)		(%)		(%)		
南信	91	66	(73)	37	(41)	6	(7)	12	11
北信	31	27	(87)	18	(58)	3	(10)	5	1
南佐久	24	13	(54)	11	(46)	2	(8)	0	0
計	146	106	(73)	66	(45)	11	(8)	17	12
山梨県									
北巨摩	129	95	(74)	55	(43)	19	(15)	10	11
西八代	43	31	(72)	21	(49)	6	(14)	3	1
甲府	33	8	(24)	1	(3)	3	(9)	3	1
計	205	134	(65)	77	(38)	28	(14)	16	13
新潟県									
南魚沼	90	10	(11)	2	(2)	2	(2)	4	2
中頸城	40	35	(88)	17	(43)	10	(25)	3	5
計	130	45	(35)	19	(15)	12	(9)	7	7
総計	481	285	(59)	162	(34)	51	(11)	40	32

(出典)「工女事故調査」。

員」か、含めない実際の一日平均就業女工数か、はっきりしない。いずれにせよ、この年度は第1次大戦後恐慌のため、伝習女工をかなり「帰宅」させたこともあり、空釜がかなり存在していたと考えられる。481名の出身別内訳は、長野県146名、山梨県205名、新潟県130名である。これに対して、調査期間の中途退場者は例年より「多少其数多キニ達」して285名おり、そのうち「半数」は戻ってきて「再び就業スルノdeal」が、不足女工数が時には「百五、六拾名ハアル見込」という。「帰宅」の理由別内訳は、「家事上ノ都合」163名、「逃走者」50名、「病氣ノ為」40名、「家人病氣ノ為」32名である。⁽³⁾

さてこうした中途退場者数について、会社側は次のような感想を記している。

右ノ如ク中途退場者ノ意外ニ多数ナルニ驚キタリ。尚考ヘザルベカラザル事ハ逃走者ノ多キガ事ナリ。之ハ募集人ノ不注意不親切モナルナレドモ受

持僉番ノ不注意不親切モ重大ナル関係アリト信ズル・・・

こうして担当検番別の中途退場者数の差をみるための表を作成し、さらに次のようにいう。「逃走者」とは翌年も約9分の1しか再契約できず、したがって「僉番ノ不親切ノ為メ」毎年40名以上の女工を失い、年度途中も再入場の督促その他の費用もかかる。したがって中途退場者を減少させることが、検番の成績評価に重大な関係を有することとなる、と。

さて「東部」工場について、こうした「北部」工場の『帰国工女姓名簿』を集計したような資料が存在するということは、この当時同社では、本社工場の各工場とも同様な資料を作成して中途退場について検討していたことを窺わせるのであるが、「東部」の資料には、「工女事故調査」の主たる目的が、女工の適正契約数を求めることであった点が示されている。具体的な必要総契約数、1釜当契約数は空欄となっていて明らかでないが、あとから書き込むべき数値として前もって空けているのである。調査の目的がそうであったため、他工場との比較はなされていない。そこで以下、前章の「北部」工場についての分析と比較しつつ検討してみよう。

まず「東部」工場で、操業中に「帰宅」する者の割合は、「入社人員」に対する比で59%とかなり高い。しかし前述のように「北部」工場の「帰国」女工割合はもっと高く、対釜数比で、3年平均でも1920年のみでも95%と、ほとんどすべての女工がなんらかの理由で一度は「帰国」しているのに比すれば、かなり低いのである。また再入場率はどちらもほぼ5割で差はない。中途退場率の差の要因を確定することは簡単ではない。出身地域をみると、「北部」がほとんど県外出身者で占められ、「東部」は県内出身者が少なくないから、むしろ「北部」の方が中途退場率は低くなりそうであり、事実、「東部」の「帰宅」率を出身県別にみると、やはり県内出身の方が「帰宅」率が高く、遠隔地出身の方が帰らないのである。しかし「北部」全体と「東部」全体の比較では逆の結果となっている。もっとも「東部」で山梨・新潟両県の「帰宅」率を下げているのは、次に述べるような要因による甲府と南魚沼出身者の「帰宅」率の低さであり、また南佐久が本人家族の病気による「帰宅」が

表 8 岡谷製糸「東部」・糸工場の病気休業女工 (1)

(1920年6月～21年5月)

出身地域	「入社 人員」A	病気休業 者計 B	(B/A)	胃腸病	感冒	頭痛	眼病	その他
長野県			(%)					
南信	91	25	(27)	10	8	2	0	5
北信	31	13	(42)	4	6	2	1	0
南佐久	24	7	(29)	5	2	0	0	0
計	146	45	(31)	19	16	4	1	5
山梨県								
北巨摩	129	26	(20)	14	8	1	0	3
西八代	43	17	(40)	5	4	4	0	4
甲府	33	8	(24)	5	0	0	0	3
計	205	51	(25)	24	12	5	0	10
新潟県								
南魚沼	90	41	(46)	18	11	2	5	5
中頸城	40	10	(25)	3	4	1	0	2
計	130	51	(39)	21	15	3	5	7
総計	481	147	(31)	64	43	12	6	22

(出典) 前表と同じ。

ないために低いという特徴があるが、それ以外は県内外の郡別で大きな差はない。

また理由別の中途退場者数について両工場の差をみると、「北部」では、3年通計でも1920年のみでも「逃走」が最も多く、次いで家族病気、養蚕・農事を含めた家事、本人病気の順になっているが、「東部」では「家事上ノ都合」が最も多く、次いで「逃走」、本人病気、家族病気の順となる。「東部」工場で家事の都合が多い理由は、第一に、「北部」と異なって前述の伝習女工の「帰宅」を含んでいる点や、春挽と夏挽の間の休暇に帰省する者が多いと思われる点によるようである。後者の点は次のことからわかる。新潟県南魚沼と甲府の出身者は家事の都合で帰省する者がきわめて少ないが（それぞれ2人、1人）、このうち南魚沼出身者については、女工の罹病休業者率が最も高く（表8）、その理由に関して会社側は「南魚沼ノ病人多キハ春夏ノ間ニ帰宅休養セザ

ル関係ナラン」と推測しているのである。他地域の出身者は、ある程度「春夏ノ間ニ帰宅」していたのである。第二に、「北部」についての分析では、「縁談」「婚姻」「盆」など理由を細かく分類し、家族との面会などは「その他」に分類したが、「東部」ではこれらのかかなりの部分が「家事上ノ都合」に分類されていると思われることである。

「逃走」「本人病氣」「家族（家人）病氣」は両工場間の単純な比較ができよう。まず「東部」工場では「逃走者」が多いことを問題視しているが、同工場では「入社人員」に対して10%にすぎないのに対し、「北部」工場では1920年に釜数比で27%に達していた。この差の理由も出身地の地域性によっては簡単に説明できず、むしろ会社側が指摘した募集人・検番の差が重要かもしれないが、それを検証する手だてはない。「本人病氣」「家族病氣」も、「東部」は「入社人員」に対する比が8%、7%であるのに対し、「北部」では釜数比で11%、21%となり、「家族病氣」に「家族死亡」を含めるとさらに差は開く。これらの点が、中途退場率が全体として「東部」より「北部」の方が高い大きな要因となっている。

さて前述のように、南魚沼出身者は春挽・夏挽間の休みに実家にほとんど帰らず、またその他の時期にも「家事上ノ都合」で帰省しないが、これは上越線が未開通（1931年開通）で諏訪からは相当な遠隔の地であったことと、山間地域で実家の農業経営が小規模だったことで一応の説明としておきたい。また甲府出身者が「家事上ノ都合」で帰省しないのも、都市部出身のため非農家が多いためであろう。前章で指摘したように通年就業がより可能な非農家出身者が製糸家にとって好都合であることが、ここではっきりと読み取られる。さらにその他の地域でも「家事上ノ都合」で帰省する割合は4~5割（対「入社人員」比）で、「北部」工場と同様に、春挽・夏挽間の休みにもその他の農繁期にも帰省しない者は多いのである。しかし南魚沼の事例で明らかのように、休暇帰省ないし家事都合による帰省は、女工の健康維持、労働力の保全にとっても重要だったのである。また、本人の病氣による「帰宅」率が低いことは、工場での罹病率が低いことを意味しなかった。製糸工場での生活は、南魚沼のよ

表9 岡谷製糸「東部」・糸工場
の病気休業女工 (2)

年 月	休業延日数
20年6月	35
7月	93
8月	109
9月	189
10月	83
11月	60
21年3月	27
4月	130
5月	102
計	832

(出典) 表7と同じ。

注：21年4月は「一人日」を130日とみなした。合計があわないが(828日となる)、そのままとした。

うなとりわけ遠隔地出身者にとっては、やはり厳しいものであったことが窺われる。

次に工場内での罹病による「休業」について、検討しよう。表8のように、この年度は病気で休業した女工は147名存在した。病気の種類は、「胃腸病」が最も多く、次いで「感冒」、「頭痛」、「眼病」などとなっている。これは帰省せず、工場内で休業する者の数値であるから、肺結核罹病者のような重病人はいない。休業延日数をみると、832日である(表9)。1920年12月に休業延日数がない点を見ると、不況のため、この年の閉業期は通常の12月末頃よりかなり早かったようであり、資料に「平均一ヶ月九十二日四分ノ休業者」とあるから、操業期間を9ヵ月とみており($832 \div 9 = 92.4$)、12月は操業していないことになる。また「一人平均六日間休業スルト平均一日四人ノ病気休業者アル訳」とされているので、操業日数は220日余と計算され、やはりこの年度のそれは大正後期としてはかなり短く、1920年の平野村製糸場の平均よりも短い。⁽⁴⁾ もっともこれはあくまで主に不況のためであり、本来は工場側としては空

釜をなくしてフル操業をめざしているものであり、そのための必要女工契約数を検討しているのであった。20年6月に休業日数がかなり少ないのは、春挽・夏挽間の休暇があるためと思われる。

同工場の女工の罹病者は以上に止まらない。上記の数値は工場の「病室ニ行キシモノノミ」で、このほか「一二日位イ東部休養室ニオルモノ」が1日平均約10名いるとされ、実際の病気による休業延べ日数はそれより大幅に増加する。このため、女工募集契約数をさらに5~20名増加させなければならないとしている。病気のため「帰宅」した者は1年間で40名であったから、それは罹病者のうちのごく一部分にすぎなかったのである。

以上のように、前章でみた「北部」工場の「帰国」女工の多さは、程度の差はあれ「東部」工場でも同様にみられた。中途退場の理由や割合は異なるものの、「逃走」がなおかなり多かった点や、家事の都合による帰省の多い点も共通しているし、その他さまざまな理由で通年就業はなかなか困難であったことがわかる。当時の出稼ぎ型の製糸女工は、農村下層出身者が多いと推定され、相対的には通年就業に適していると考えられるにもかかわらず、女工の実家の農業労働、その他諸々の家事、「逃走者」・罹病者の多さなどは製糸工場の操業を掣肘し、会社側は適正契約数の推定や、中途退場とりわけ「逃亡」の防止、女工の健康管理に意を注がなければならなかったのである。

注

- (1) 資料に、「東部五百二釜及ビ爾七二釜ヲ繭釜トスルニハ□□人ノ契約数必要ノ事トナル」とある。なお、資料には中途退場を「帰宅」とも表現しているが、ここでも中途退場した者はすべて帰宅するとは限らない。しかし前章と同様に本章も中途退場すべてを「帰宅」と表現する。以下、すべて「工女事故調査」による。
- (2) 資料に、「昨年ハ財界不振ノ為メ伝工女ヲ帰宅セシメタル故」中途退場者は若干多い、とある。
- (3) これらの数には、「帰宅」させた伝習女工も含んでいるが、それは「家事上ノ都合」に入れたのであろう。なお、理由別内訳は表7とわずかに異なる。
- (4) 1920年の平野村製糸場の平均操業日数は252日とされている（『平野村

誌』下巻，481頁）。

Ⅳ おわりに

明治前期、農閑余業の性格をもちつつ発展し始めた諏訪の器械製糸業は、次第に年間操業日数を増加させていったが、結局、戦前は熱効率が悪い厳冬期の1~2月は操業せず、通年操業体制にはならなかった。そうした操業体制の中でも、以上のように操業期間をフルに就業する女工は、むしろ少数派であり、「北部」工場にいたってはほとんどいなかったのである。まだ夏挽から入場する者もかなりいたように、そもそも通年就業の契約者のみではなかった。その上に、中途退場者がきわめて多かった。「帰国」理由は多様であった。種々の要因による「逃走」はなお多かった。彼女らは、主に農業経営規模が小さい下層農家出身であり、相対的には「家」に拘束されにくく、通年就業しやすい労働者であったが、実家の農作業（とくに養蚕）のために遠隔地まで一時帰省する者も少なくなかった。大製糸たる岡谷製糸会社のような寄宿舎制度でなく、通勤制度の中小製糸経営では一層家事都合のための就業中断は多かったであろう。また「逃走」であれ短期休暇であれ養蚕手伝いのためであれ一時帰省することは、女工たちにとって、なお罹病率の高い工場の環境の中で、健康を維持しつつ労働生活を継続してゆく上で、必要なことでもあったようである。いずれにせよ経営側は、工場の操業体制に合わせた女工の通年就業が望ましいにちがいがなかったが、現実には、以上のような操業期中の女工たちの頻繁な入退場、労働供給の過不足に大いに苦慮していた。他工場による女工争奪の問題は、彼らの苦慮のごく一部分にすぎなかったのである。

以上の分析は、諏訪製糸業や岡谷製糸会社の特性を反映しているのではないかとみる向きもあろう。たしかに以上の中途退場は、労働条件、工場内生活環境、さらに女工募集圏などにも関わってくるので、他工場、他地域の製糸工場ではまた異なった様相がみられるであろう。また大正期に入ると、それまで普通糸大量生産を特徴としていた諏訪製糸業も主に県外工場で高格糸生産を行うようになるが、在諏訪工場ではそうした変化はまだ緩慢であったし、岡谷製

糸はとくにそうであった⁽²⁾。そのために女工の定着度がなお低かったためではないか、という疑問もあろう。しかしここでは、操業期中について、ないし通年就業か否かを問題にしているのであり、以上の事態は、岡谷製糸の女工の勤続年数が短いことを直ちに意味するわけではないのである。結局、こうした事態は、女工たちがなお一方では農村社会の中に足を置きつつ、他方では通年の恒常的な生産を継続せんとする近代的工場に足をおいた際に、不可避免的に起きる事態だった。いいかえれば、それは、工場制工業化が全面化したこんにちから振り返って、工場制工業化が農村的秩序を解体しながら進展してゆく際の「摩擦」ともいうべきものであったといえよう。

注

- (1) たとえば、桂皋「本邦製糸業労働事情(二)」『社会政策時報』41号(1924年)103~105頁を参照。
- (2) 1920年における岡谷製糸の生産系格付(石井, 前掲書, 88頁, 第10表)をみると、なお普通系格のみであった。